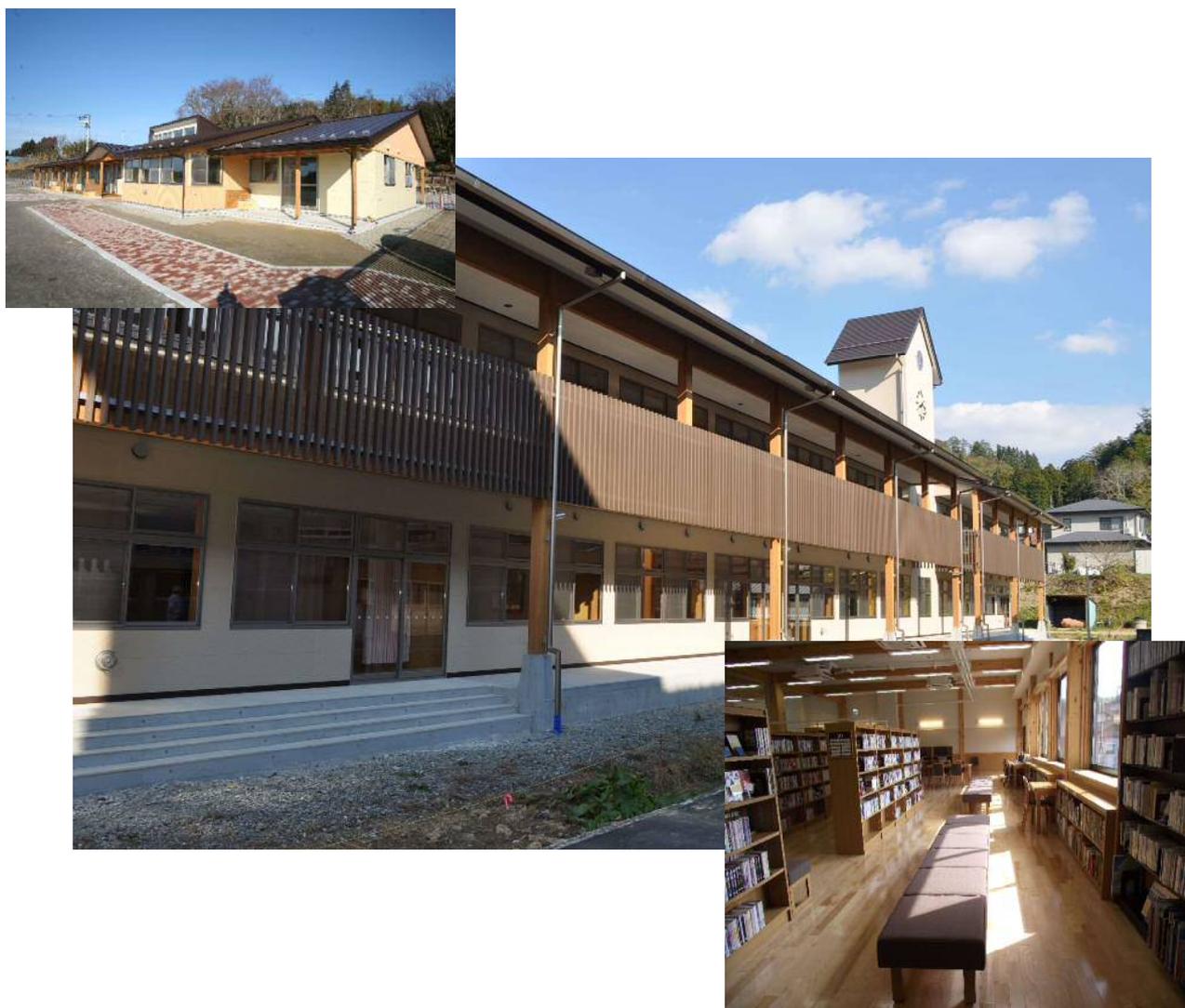


一関市公共建築物・公共土木工事等 における木材の利用促進に関する基本方針



一関市公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針

第1 目的

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」（以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、県が公表した「岩手県県産木材等利用促進基本計画」、「岩手県県産木材等利用促進行動計画」に即して、法第12条2項に掲げる必要な事項を定め、市有施設等における木造化（注1）・木質化（注2）等を促進することで、市産木材（注3）の利用を促し、健全な森林の育成、循環型社会の構築や地球環境の保全、林業・木材産業の振興に資することを目的とする。

第2 基本的な事項

一関市が行う公共建築物・公共土木工事等（以下「公共建築物等」という。）の施工に当たっては、可能な限り市産木材を使用するよう努める。また、市産木材の確保が難しい場合は県産木材とする。

第3 市が行う公共建築物等の整備における木材の利用目標

(1) 公共建築物の木造化

本方針における木材の利用を促進する公共建築物については別表のとおりとし、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物（注4）は、下記に掲げる場合を除き、木造化を図るよう努めるものとする。

- ① 災害時の活動拠点等を有する災害応急対策活動に必要な施設
- ② 危険物を貯蔵又は使用する施設
- ③ 伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵、展示する施設
- ④ その他当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるもの

(2) 公共建築物の木質化

木造化が困難な場合でも可能な限り内装等の木質化を推進するものとする。

(3) 公共建築物以外の木材の利用促進

公共建築物で使用される備品等について、機能上支障のないものは、木材を原材料とした物の利用促進を図るほか、木質バイオマスを燃料とする機器等の導入も併せて促進するものとする。

(4) 公共土木工事等における木材の利用促進

一関市が行う公共土木工事等においては、関係法令等の特に配慮すべき事項がある場合を除き、可能な限り木材の利用を促進するものとする。

第4 市産木材の適切な供給の確保に関する事項

公共建築物等における市産木材の適切な供給の確保を図るため、市や関係者（森林所有者、森林組合、林業従事者、木材製造業者等）は、この方針を踏まえ市が実施する施策に協力して、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら、公共建築物等における市産木材の利用の促進及び整備の用に供する木材の適切な供給の確保に努めるものとする。

第5 木材利用の推進に関する事項

公共建築物等における木材利用の促進を効果的に図っていくために、行政機関、林業・木材産業等の関係団体が一体となり、木造化・内装材の木質化の推進に必要な情報の収集・提供を行い、必要に応じて木材利用の推進会議を開催し、取り組みの強化に努めるとともに、市民に対しても木材利用について普及啓発を図っていくものとする。

(注1) 木造化：建物の新築、増築又は改築に当たり、構造上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。

(注2) 木質化：建物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、建具等の室内に面する部分等に木材を利用することをいう。

(注3) 市産木材：市内の森林及び市有林から生産された木材のことをいう。

(注4) 低層の公共建築物：高さ16m以下の延べ床面積3,000㎡以下の建築物をいう。

附 則

この基本方針は、平成25年3月15日から施行する。

この基本方針は、令和4年4月1日から施行する。

この基本方針は、令和7年7月1日から施行する。

別表（木造化・木質化する公共建築物等）

公共建築物	市が整備する建築物で以下の施設が含まれる ・スポーツ、文化施設（体育館、公民館、図書館など） ・保健・衛生施設（病院、診療所、保健センターなど） ・社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉施設、障害者福祉施設など） ・教育・研修施設（幼稚園、小学校、中学校、研修所など） ・行政施設（支所、出張所など） ・住宅施設（公営住宅など）
工作物及び 家具・備品等	・公共建築物における家具、備品、案内板、掲示板、室名札、ベンチ等 ・公共土木工事等で、環境や景観に配慮する箇所等において施工する工作物 但し、安全対策面で木材の使用が困難な場合を除く。

付記 公共建築物等に使用する市産木材の寄附による調達に関するガイドライン

市産木材は、身近な建築資材として活用できるものであると同時に、地域の貴重な財産であることを念頭に置き、その調達においては、公平性と透明性の確保が不可欠である。

公共建築物等の建築計画がある場合、近隣から地元木材の寄附申出等をいただく場合がある。

このような寄附申出があった場合は、それぞれ地域事情等を考慮するとともに、費用、品質など様々な条件について十分検討した上で、受領の可否を決定する必要がある。

寄附の受領を決定した場合、調達過程は第三者から求められた際に示せるよう、寄附受領者及び工事発注者は、以下の項目を遵守し、全ての記録を書面で残すものとする。

1. 寄附申出は、必ず書面で受けること。

当該書面には、規格、数量、加工状況など、受領する木材の詳細が明確に分かる項目を記載していただくこと。

2. 寄附を受ける場合には、寄附者との協議を十分に行い、管理責任を明確にすること。

3. 財務規則（第206条～221条）に従い、受入れ、供用の場合は会計管理者に通知すること。物品の管理等についても規則に沿って行うこと。

4. 受入れ、供用は、現物を検品するとともに、数量等を台帳に正確に記載し、物品の管理及び状況について把握すること。

5. 調達した市産材が、建築物資材として適切に使用されていることを確認すること。

6. 寄附者に謝意を書面で伝えること。その際、寄附受領した数量等を明記すること。

7. 寄附等による市産木材の調達は、法令を遵守し信義則の原則に則り行うものとする。